



# 鳥取県公報

平成 23 年 3 月 31 日 (木)  
号外第 42 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則 (33) (統計課) . . . . . 5
	鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (34) (障がい福祉課) . . . . . 7
	鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 (35) (〃) . . . . . 13
	鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (36) (水・大気環境課) . . . . . 15
	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例 施行規則の一部を改正する規則 (37) (循環型社会推進課) . . . . . 16
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (38) (〃) . . . . . 20
	鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (39) (くらしの安心推進課) . . . . . 33
	鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (40) (農地・水保全課) . . . . . 42

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## 鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県統計調査条例に基づいて知事等が行う統計調査（以下「統計調査」という。）のうち、定期に又は継続的に実施するものを追加すること等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 統計調査のうち、定期に又は継続的に実施するものとして、男女共同参画意識調査及び外国人登録統計調査を加える。
- (2) 統計調査のうち、住宅需要実態調査の拡大調査の名称を住生活総合調査に改める。
- (3) (1)の調査は、調査票を郵便等により送付し、又は送信し、及びこれを回収し、又は受信する方法により実施するものとする。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

発達障がい者及び高次脳機能障がい者の症状、状態像等を適切に把握できるよう精神障害者保健福祉手帳の申請書に添付する診断書の様式を改める。

## 2 規則の概要

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の申請書に添付する診断書の様式を改める。
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の申請書に添付される年金証書等の写しの内容の日本年金機構等への照会に関する同意書を添付させることができるものとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

発達障がい者及び高次脳機能障がい者の症状、状態像等を適切に把握できるよう自立支援医療費の支給認定の申請書に添付する精神通院医療に係る診断書の様式を改める。

## 2 規則の概要

- (1) 自立支援医療費の支給認定の申請書に添付する精神通院医療に係る診断書の様式を改める。
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

## 鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 引用している廃棄物の処理及び清掃に関する法律の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、国が認定する無害化処理施設に係る実証試験を行う施設（以下「無害化処理実証試験施設」という。）の設置を行う前に条例手続を行うことが義務付けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 条例手続の対象となる施設に無害化処理実証試験施設が加えられたことに伴い、当該施設に係る条例手続に関し、所要の規定の整備を行う。
- (2) 既存の廃棄物処理施設等を承継又は更新する場合において、条例手続を不要とする要件を明確にする。
- (3) 事業者と関係住民の合意形成に関する判断結果及び意見調整結果の周知方法として、意見書を提出した者への通知を追加する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日とする(4)の一部を除き、平成23年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、熱回収施設設置者の認定制度が創設されたこと等に伴い、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定制度についての各種様式を定める等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定制度についての各種様式を定める。
- (2) 一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請に係る様式を定める。
- (3) 一般廃棄物処理施設の定期検査の申請に係る様式を定める。
- (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、又は変更した場合に加え、解任した場合についても報告書を提出するものとする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

## 鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法の用途規制違反を防止するとともに、届出等を行う者に分かりやすい様式とするための様式の見直し等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) クリーニング所開設届に都市計画法の用途地域を記載することとする。
- (2) クリーニング所の検査確認を受けたことを証する書類の掲示義務を撤廃する。
- (3) 届出等の際の添付書類の見直しを行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布の日とする。

## 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

- (1) 平成23年度から新たに実施される事業の施行に係る各年度において徴収する分担金の総額を定める。
- (2) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）について、当該事業の施行に係る各年度におい

て徴収する分担金の総額を改める。

## 2 規則の概要

- (1) 平成23年度から施行する次の事業について、各年度の分担金の額を、次のとおりとする。
  - ア 基幹水利施設ストックマネジメント事業（大井手地区） 工事費の100分の5に相当する額
  - イ 地域ため池総合整備事業 工事費の100分の2に相当する額
  - ウ 農業用水再編対策事業（大井手地区） 工事費の100分の5に相当する額
- (2) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）における分担金から、国営大山開拓建設事業で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第33号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																												
<p>（県統計調査の実施）</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 75%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青少年育成意識調査</td> <td>青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画意識調査</td> <td>男女平等に関する意識、実態等について把握し、男女共同参画施策の検討に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td>山間集落实態調査</td> <td>過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。</td> </tr> <tr> <td>外国人登録統計調査</td> <td>県内在住外国人の登録者数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住生活総合調査</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	略		青少年育成意識調査	青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。	男女共同参画意識調査	男女平等に関する意識、実態等について把握し、男女共同参画施策の検討に必要な基礎資料を得ること。	山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。	外国人登録統計調査	県内在住外国人の登録者数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。	略		住生活総合調査	略	<p>（県統計調査の実施）</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 75%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青少年育成意識調査</td> <td>青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td>山間集落实態調査</td> <td>過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅需要実態調査</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	略		青少年育成意識調査	青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。	山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。	略		住宅需要実態調査	略
名称	目的																												
略																													
青少年育成意識調査	青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。																												
男女共同参画意識調査	男女平等に関する意識、実態等について把握し、男女共同参画施策の検討に必要な基礎資料を得ること。																												
山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。																												
外国人登録統計調査	県内在住外国人の登録者数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。																												
略																													
住生活総合調査	略																												
名称	目的																												
略																													
青少年育成意識調査	青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。																												
山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。																												
略																													
住宅需要実態調査	略																												

<p>2及び3 略</p> <p>4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p> <p>(1) 県民健康栄養調査及び住生活総合調査 前項第1号に掲げる方法</p> <p>(2) 製造業流通調査、男女共同参画意識調査、外国人登録統計調査及び産業廃棄物実態調査 前項第2号に掲げる方法</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>5 略</p>	<p>の拡大調査</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p> <p>(1) 県民健康栄養調査及び住宅需要実態調査の拡大調査 前項第1号に掲げる方法</p> <p>(2) 製造業流通調査及び産業廃棄物実態調査 前項第2号に掲げる方法</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>5 略</p>
--	--

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和49年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（精神障害者保健福祉手帳の申請等）</p> <p>第18条 法第45条第1項の申請は、<u>様式第24号</u>による申請書により行わなければならない。</p> <p>2 省令第23条第1号の診断書は、<u>様式第24号の2</u>によるものとする。</p> <p><u>3 第1項の申請書には、総合事務所長が省令第23条第2号に掲げる書類を交付した機関に当該書類の内容を照会することについて同意する旨の書面（以下「同意書」という。）を添付させることができるものとする。</u></p> <p><u>4 同意書は、様式第24号の3によるものとする。</u></p> <p>（精神障害者保健福祉手帳の更新）</p> <p>第20条 省令第28条第1項の申請は、<u>様式第24号</u>による申請書により行わなければならない。</p> <p><u>2 前項の申請書には、同意書を添付させることができるものとする。</u></p>	<p>（精神障害者保健福祉手帳の申請等）</p> <p>第18条 法第45条第1項の申請は、<u>様式第9号</u>による申請書により行わなければならない。</p> <p>2 省令第23条第1号の診断書は、<u>様式第24号</u>によるものとする。</p> <p>（精神障害者保健福祉手帳の更新）</p> <p>第20条 省令第28条第1項の申請は、<u>様式第9号</u>による申請書により行わなければならない。</p>

第2条 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第18条、第20条関係）

障害者手帳申請書

市町村名			
受理年月日	年	月	日

職 氏 名 様

年 月 日

私は、次の事項（印）について申請します。  
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の〔新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付〕

申請者 (精神障害者 本人)	フリガナ	Ⓜ			性別	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日			
	氏名									
	住所	電話 ( )								
家族の連絡先	氏名		続柄		住所	電話 ( )				
添付書類 (印)	医師の診断書				既存の手帳の有効期限		年 月 日			
	年金証書等の写し(級)									
	特別障害給付金の受給資格証等の写し				既存の手帳の手帳番号					
	日本年金機構等への照会同意書									
	写真(縦4センチメートル、横3センチメートル)				精神障害者保健福祉手帳					
	精神障害者保健福祉手帳									
申請書を提出した者	氏名	Ⓜ			本人との関係	住所	電話 ( )			

- 注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、次の書類等を添付してください。
- (1) 次のいずれかの書類
    - ア 医師の診断書
    - イ 障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込(支払)通知書の写し
    - ウ 特別障害給付金の受給資格証及び直近の振込(支払)通知書の写し
  - (2) 写真(申請前1年以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)1枚
- 3 年金証書等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために日本年金機構又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。
- 4 の欄は、記入しないでください。
- 様式第24号の次に次の2様式を加える。
- 様式第24号の2(第18条、第20条関係)(A列3号)

診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

氏名					明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(満 歳)	性別
住所						
病名 (ICDコード)	(1) 主たる精神障害 _____ ICDコード( )		(2) 従たる精神障害 _____ ICDコード( )			
は、右の病名と対	(3) 身体合併症 _____		身体障害者手帳(有・無、種別 級)			

応するF00～F99、G40のいずれかを記載する。)	
初診年月日	主たる精神障害の初診年月日 昭和・平成 年 月 日 診断書作成医療機関の初診年月日 昭和・平成 年 月 日
発病から現在までの病歴並びに治療の経過及び内容(推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容などを記載する。)	推定発病年月 年 月(頃)  器質性精神障害(認知症を除く。)の場合は、発病の原因となった疾患名とその発症日(疾患名 発症日 年 月 日)
現在の病状 状態像等(該当する項目を で囲むこと。) (1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他( ) (2) そう状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他( ) (3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他( ) (4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他( ) (5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他( ) (6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他( ) (7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強自体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換定状 5 その他( ) (8) てんかん発作等(けいれん及び意識障害) 1 てんかん発作 発作型( ) 頻度( ) 最終発作( 年 月 日) 2 意識障害 3 その他( ) (9) 精神作用物質の乱用及び依存等 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他( ) ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害(状態像を該当項目に再掲すること。) エ その他( ) 現在の精神作用物質の使用 有・無(無の場合、その期間 年 月から) (10) 知能・記憶・学習・注意の障害 1 知的障害(精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 療育手帳(有・無、等級等 ) 2 認知症 3 その他の記憶障害( ) 4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他( ) 5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他( ) (11) 広汎性発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3 限定した常同的で反復的な関心と活動 4 その他( )	

(12) その他( )
<p>の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等</p> <p>[ 検査所見：検査名、検査結果、検査時期 ]</p>
生活能力の状態（保齡的環境ではない場合を想定して判断し、児童については年齢相応の能力と比較の上で判断する。）
<p>1 現在の生活環境</p> <p>入院・入所（施設名 ）・在宅（ア 単身・イ 家族と同居）・その他（ ）</p> <p>2 日常生活能力の判定（該当するもの一つを で囲むこと。）</p> <p>(1) 適切な食事摂取 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(2) 身の清潔保持及び規則正しい生活 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(3) 金銭管理及び買物 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(4) 通院及び服薬（要・不要） 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(5) 他人との意思伝達・対人関係 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(6) 身の安全保持・危機対応 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(7) 社会的手続及び公共施設の利用 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(8) 趣味・娯楽への関心及び文化的社会的活動への参加 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>3 日常生活能力の程度 （該当する番号を選んで、いずれか一つを で囲むこと。）</p> <p>(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。</p> <p>(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのことはほとんどできない。</p>
の具体的程度、状態等

<p>現在の障害福祉サービス等の利用状況</p> <p>(障害者自立支援法に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)</p>
備考
<p>上記のとおり診断します。</p> <p>年 月 日</p> <p>医療機関 所在地 名 称 電話番号 担当診療科名 医 師 氏 名 <span style="float: right;">⑩</span></p>

注 医師の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第24号の3(第18条、第20条関係)

日本年金機構等への照会同意書

職 氏 名 様

精神障害者保健福祉手帳の交付申請に添付した年金証書の写し又は年金支給機関が交付した書類の写しの全ての内容について、日本年金機構又は各共済組合等に照会することに同意します。

年 月 日

年金受給者 住 所  
氏 名

⑩

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の際現に存する書類で、改正前の鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の定めるところにより作成されているものは、改正後の鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新規則に定める書類として使用することができる。

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第35号**

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県障害者自立支援法施行細則（平成18年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。  
様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第5条関係）

氏名		住所		性別	
		年 月 日	生 (満 歳)		
① 病名	(1) 主たる精神障害 (ICDコードは、F00～F99, G40) のいずれかを記載する。	ICDコード ( )	ICDコード ( )		
② 発病から現在までの病歴 (推定発病年月、発病状況、治療経過等を記載する。)	推定発病年月 年 月 (頃)				
③ 現在の病状、状態像等 (該当する項目を○で囲むこと。)	(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 易刺激性・興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ( ) (2) そう状態 1 行為心道 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他 ( ) (3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他 ( ) (4) 精神運動興奮及び管束の状態 1 興奮 2 管束 3 拒絶 4 その他 ( ) (5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他 ( ) (6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チェック・汚言 6 その他 ( ) (7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他 ( ) (8) てんかん発作等 (けいれん及び意識障害) 1 てんかん発作 2 発作型 ( ) 頻度 ( ) 2 意識障害 3 その他 ( ) (9) 精神作用物質の乱用、依存等 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 ( ) 2 アルコイ依存 3 覚せい剤 4 その他 ( ) (10) 知能、記憶、学習等の障害 1 知的障害 (精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 2 認知症 3 その他の記憶障害 ( ) 4 学習の困難 ア 読み書き エ その他 ( ) 5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他 ( ) (11) 広汎性発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのバターンにおける質的障害 3 限定した常同的で反復的な関心と活動 4 その他 ( ) (12) その他 ( )				
④ ③の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等					
⑤ 現在の治療内容	1 投薬内容 2 精神療法等 3 訪問看護指示の有無 (有・無)				
⑥ 今後の治療方針					
⑦ 現在の障害福祉サービス等の利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、訪問指導等)					
⑧ 備考					

診断書(精神通院医課費負担)

「重度かつ継続」に関する意見

主たる精神障害 (ICD-10に準じ該当する番号に○を付け、病名及びICDコードを記載すること。)

① 症状性を含む器質性精神障害 (F0) (病名: ICDコード: F0〔 〕)

② 精神作用物質使用による精神及び行動の障害 (F1) (病名: ICDコード: F1〔 〕)

③ 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 (F2) (病名: ICDコード: F2〔 〕)

④ 気分障害 (F3) (病名: ICDコード: F3〔 〕)

⑤ てんかん (G40) (病名: ICDコード: F3〔 〕)

⑥ その他 (病名: ICDコード: F3〔 〕)

上記⑥の場合のみ次の欄に記載すること。

医師の略歴 (精神医療に従事した経歴について記載すること。)

1 精神科 指定医

2 精神科 医

3 その他 医師

上記のとおり診断します。

年 月 日

医療機関 所在地 名称 診療科 電話番号

医師 氏名 (印)

注 1 必要な事項については、空欄が無いように全て記載すること。  
 2 審査判定上必要があるときは、この意見書の内容について医療機関に照会することがある。  
 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則  
 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第36号

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則（平成17年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(処理予定量等の届出) 第8条 略 2 略 3 前項の報告は、最終的に処理が終了した日（処理を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） <u>第12条の3第4項又は第5項の規定に基づく最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日</u> ）から14日以内に行うものとする。	(処理予定量等の届出) 第8条 略 2 略 3 前項の報告は、最終的に処理が終了した日（処理を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） <u>第12条の3第3項又は第4項の規定に基づく最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日</u> ）から14日以内に行うものとする。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第37号**

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第121号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>廃棄物処理施設等の承継等</u>）</p> <p>第3条 条例第2条第9号に規定する規則で定める<u>承継、更新及び変更</u>（以下この条において「<u>承継等</u>」<u>という。</u>）は、次の各号のいずれにも該当しない<u>承継等</u>とする。</p> <p>（1）一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設等における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項、第14条第6項、第14条の4第6項若しくは第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力、<u>ダイオキシン類対策特別措置法</u>（平成11年法律第105号）第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項に基づく届出書に記載した焼却能力又は無害化処理実証試験施設に係る<u>条例第5条第1項の事業計画書に記載した処理能力</u>（以下単に「<u>処理能力</u>」といい、当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものをいう。以下同じ。）の変更を<u>伴う承継等</u>であって、その変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの</p> <p>（2）産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設（以下「<u>積替え</u>」</p>	<p>（<u>軽微な変更等</u>）</p> <p>第3条 条例第2条第8号に規定する規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当しない<u>変更</u>とする。</p> <p>（1）一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設等における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項、第14条第6項、第14条の4第6項若しくは第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力又は<u>ダイオキシン類対策特別措置法</u>（平成11年法律第105号）第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項に基づく届出書に記載した焼却能力（以下単に「<u>処理能力</u>」といい、当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものをいう。以下同じ。）の変更であって、その変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの</p> <p>（2）産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設（以下「<u>積替え</u>」</p>

保管施設」という。)における法第14条第1項又は法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物に係る保管上限の合計とし、当該保管上限の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものとする。)の変更を伴う承継等であって、その変更前の保管上限の10パーセント以上の増大を伴うもの

(3) 排ガスの性状、排水の水質等周辺区域の生活環境の保全のために達成することとした数値(以下「環境保全目標値」という。)の変更を伴う承継等(当該変更によって生活環境に対する影響が増大するものに限る。)

(4) 廃棄物処理施設等の設置者が関係住民又は関係市町村長との間で締結した生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定の内容の変更を伴う承継等(当該協定の変更について合意し、変更協定の締結を得たものを除く。)

(5) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)、一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設(当該施設の新設又は変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けていないものに限る。)又は無害化处理実証試験施設の更新

(周辺区域)

第4条 条例第2条第12号に規定する規則で定める区域は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(4) 前3号に規定する区域のほか、次に掲げる区域

ア 略

イ 廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第9項に規定する生活排水を除く。以下同じ。)が流入する水域(当該廃棄物処理施設等からの排水が排出される公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。))及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)における水量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量のおおむね100倍となる地点までの区域

保管施設」という。)における法第14条第1項又は法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物に係る保管上限の合計とし、当該保管上限の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものとする。)の変更であって、その変更前の保管上限の10パーセント以上の増大を伴うもの

(3) 排ガスの性状、排水の水質等周辺区域の生活環境の保全のために達成することとした数値(以下「環境保全目標値」という。)の変更を伴う変更(当該変更によって生活環境に対する影響が増大するものに限る。)

(4) 廃棄物処理施設等の設置者が関係住民又は関係市町村長との間で締結した生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定の内容の変更を伴う変更(当該協定の変更について合意し、変更協定の締結を得たものを除く。)

(周辺区域)

第4条 条例第2条第11号に規定する規則で定める区域は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(4) 前3号に規定する区域のほか、次に掲げる区域

ア 略

イ 廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第8項に規定する生活排水を除く。以下同じ。)が流入する水域(当該廃棄物処理施設等からの排水が排出される公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。))及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)における水量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量のおおむね100倍となる地点までの区域

(関係住民)

第5条 条例第2条第13号に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(事業計画書)

第6条 略

2 略

3 条例第5条第1項の規定により提出する事業計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 無害化処理実証試験施設にあっては、法第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定を受けようとする施設に係る条例第5条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を記載した書類

(12) 略

(意見書)

第11条 意見書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(判断結果の周知方法)

第14条 条例第16条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所への掲示その他の方法により行うものとする。

2 略

(意見調整結果の周知方法)

第17条 条例第18条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所への掲示その他の方法により行うものとする。

2 略

(事故時の届出)

第22条 条例第26条の規定による届出は、廃棄物処理施設等事故届出書(様式第11号)により行うものとする。

(関係住民)

第5条 条例第2条第12号に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(事業計画書)

第6条 略

2 略

3 条例第5条第1項の規定により提出する事業計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 略

(意見書)

第11条 条例第11条に規定する意見書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(判断結果の周知方法)

第14条 条例第16条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者への通知及び周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所への掲示その他の方法により行うものとする。

2 略

(意見調整結果の周知方法)

第17条 条例第18条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者への通知及び周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所への掲示その他の方法により行うものとする。

2 略

(事故時の届出)

第22条 条例第26条の規定による届出は、廃棄物処理施設等事故届出書(様式第11号)により行うものとする。

<p>様式第11号（第22条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>廃棄物処理施設等事故届出書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>廃棄物処理施設等において事故が発生したので、 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及 び紛争の予防、調整等に関する条例第26条の規定に より、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事故が発生した<u>廃棄物処理施設等</u></td> <td style="width: 30%;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p>	事故が発生した <u>廃棄物処理施設等</u>	略	略		<p>様式第11号（第22条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>廃棄物処理施設事故届出書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>廃棄物処理施設において事故が発生したので、鳥 取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び 紛争の予防、調整等に関する条例第26条の規定によ り、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事故が発生した<u>廃棄物処理施設</u></td> <td style="width: 30%;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p>	事故が発生した <u>廃棄物処理施設</u>	略	略	
事故が発生した <u>廃棄物処理施設等</u>	略								
略									
事故が発生した <u>廃棄物処理施設</u>	略								
略									

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条第4号イの改正規定は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこれを使用することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第38号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般廃棄物処理施設設置許可申請） 第1条の2 略</p> <p>（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請） 第1条の3 <u>省令第4条の4第1項に規定する申請書は、様式第1号の2によるものとする。</u></p> <p>（一般廃棄物処理施設の定期検査の申請） 第1条の4 <u>省令第4条の4の2に規定する申請書は、様式第1号の2の2によるものとする。</u></p> <p>（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請） 第1条の5 <u>省令第5条の3第1項に規定する申請書は、様式第1号の2の3によるものとする。</u></p> <p>（一般廃棄物処理施設設置等許可証の交付） 第1条の6 <u>総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物</u></p>	<p>（一般廃棄物処理施設設置許可申請） 第1条の2 略</p> <p>（一般廃棄物処理施設設置変更許可申請） 第1条の3 <u>省令第5条の3第1項に規定する申請書は、様式第1号の2によるものとする。</u></p> <p>（一般廃棄物処理施設設置等許可証の交付） 第1条の4 <u>知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第1号の3による許可証を交付するものとする。</u></p>

処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第1号の3による許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え)

第2条の2 総合事務所長は、法第9条第3項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第2条の2の2 省令第5条の5の5第1項に規定する申請書は、様式第1号の4の2によるものとする。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定)

第2条の2の3 法第9条の2の4第1項の規定による認定は、様式第1号の4の3によるものとする。

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第2条の2の4 省令第5条の5の10第1項に規定する届出書は、様式第1号の4の4によるものとする。

(認定熱回収施設における熱回収に関する報告)

第2条の2の5 省令第5条の5の11第1項に規定する報告書は、様式第1号の4の5によるものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)

第3条 法第8条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、総合事務所長に許

(一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え)

第2条の2 循環型社会推進課長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。))第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された循環型社会推進課の長をいう。以下同じ。)又は総合事務所長(権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)は、法第9条第3項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)

第3条 法第8条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、循環型社会推進課

<p>可証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、様式第2号による申請書を総合事務所に提出しなければならない。</p> <p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)</p> <p>第4条 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに、許可証(第1号に該当する場合にあっては、失った許可証)を総合事務所に返納しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)</p> <p>第4条の2 総合事務所長は、法第9条の5第1項の許可をしたときは、様式第2号の2による許可証を交付するものとする。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付)</p> <p>第4条の3 総合事務所長は、法第9条の6第1項の認可をしたときは、様式第2号の3による認可証を交付するものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理業等の許可証の書換え)</p> <p>第5条の2 知事は、法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項又は前条の規定による届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理施設設置許可に係る許可証の書換え)</p> <p>第13条 第2条の2の規定は、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出について準用する。</p> <p>(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出等)</p> <p>第15条の2 法第15条の2の5の規定による届出は、様式第10号の2によるものとする。</p> <p>2 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書(以</p>	<p>長又は総合事務所長に許可証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、様式第2号による申請書を循環型社会推進課長又は総合事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)</p> <p>第4条 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに、許可証(第1号に該当する場合にあっては、失った許可証)を循環型社会推進課長又は総合事務所長に返納しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)</p> <p>第4条の2 知事は、法第9条の5第1項の許可をしたときは、様式第2号の2による許可証を交付するものとする。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付)</p> <p>第4条の3 知事は、法第9条の6第1項の認可をしたときは、様式第2号の3による認可証を交付するものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理業等の許可証の書換え)</p> <p>第5条の2 知事は、法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項、法第15条の2の5第3項において準用する法第9条第3項又は前条の規定による届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理施設設置許可に係る許可証の書換え)</p> <p>第13条 第2条の2の規定は、法第15条の2の5第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出について準用する。</p> <p>(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出等)</p> <p>第15条の2 法第15条の2の4の規定による届出は、様式第10号の2によるものとする。</p> <p>2 省令第12条の7の7第4項に規定する受理書(以</p>
---	---

下「受理書」という。)は、様式第10号の2の2によるものとする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による変更等の届出は、様式第10号の2の3によるものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る受理書の書換え)

第15条の3 知事は、省令第12条の7の17第5項の規定による届出により受理書の書換えを必要とする場合には、当該受理書を書換えて交付するものとする。

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、変更し、又は解任した日から30日以内に、様式第10号の2の7による報告書を総合事務所に提出するものとする。

2 法第12条第8項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理(当該事業場内に設置した法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設における処理に限る。)に関し、産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の3による報告書を総合事務所に提出するものとする。

3 略

4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を総合事務所に提出するものとする。ただし、他人に処分を委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じたものに限る。)であって、その処分に関し、法第12条の3第7項の報告書を提出するものについては、この限りでない。

様式第1号(第1条の2関係) 略

様式第1号の2(第1条の3関係)

下「受理書」という。)は、様式第10号の2の2によるものとする。

3 省令第12条の7の7第5項の規定による変更等の届出は、様式第10号の2の3によるものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る受理書の書換え)

第15条の3 知事は、省令第12条の7の7第5項の規定による届出により受理書の書換えを必要とする場合には、当該受理書を書換えて交付するものとする。

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、又は変更した日から30日以内に、様式第10号の2の7による報告書を総合事務所に提出するものとする。

2 法第12条第6項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理(当該事業場内に設置した法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設における処理に限る。)に関し、産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の3による報告書を総合事務所に提出するものとする。

3 略

4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を総合事務所に提出するものとする。ただし、他人に処分を委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じたものに限る。)であって、その処分に関し、法第12条の3第6項の報告書を提出するものについては、この限りでない。

様式第1号(第1条の2関係) 略

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

職 氏 名 様

次の一般廃棄物処理施設が竣功したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

許可の年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣功の年月日	年 月 日
使用開始予定年月 日	年 月 日
受付欄	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

添付書類 竣功後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面

様式第1号の2の2（第1条の4関係）

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場 所	
---------------------	--

一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第1号の2の3（第1条の5関係）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

略

様式第1号の4の2（第2条の2の2関係）

熱回収施設設置者認定申請書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

熱回収施設の設置の場所	
熱回収に必要	設備の種類及びその設備の能力
な設備に	設備の位置、構造等
関す	の設置に関する計画

様式第1号の2（第1条の3関係）

一般廃棄物処理施設設置変更許可申請書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

略

る事項	設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン/時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。
- 4 欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。

(1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画について

熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図

(2) 設備の維持管理に関する計画について

ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画

熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画

- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

添付書類

- 1 当該熱回収施設の構造を明らかにする平面

図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図

- 2 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
- 3 当該熱回収施設における過去1年間の熱回収の内容に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類
- 4 当該熱回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可を受けていることを証する書類

様式第1号の4の3（第2条の2の3関係）

熱回収施設設置者認定証	
	番 号 年 月 日
住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。 職 氏 名 <input style="width: 20px; height: 15px;" type="text"/> 印	
認定の有効期限	年 月 日
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を当庁に提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく当庁に届け出ること。

様式第1号の4の4（第2条の2の4関係）

熱回収施設休廃止等届出書

職 氏 名 様

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	行わなくなった日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	廃止等の日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	変更の内容	
	理由	
	変更の日	年 月 日

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

添付書類

- 1 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
- 2 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画

を記載した書類

様式第1号の4の5（第2条の2の5関係）

熱回収報告書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 3月31日までの年間の熱回収率	%

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号八の算式により算定した熱回収率を記載すること。

添付書類 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類

様式第1号の6（第2条の4関係）

一般廃棄物処理施設変更届出書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設に係る届出事項の変更をするので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

届出者 名称 印

代表者の氏名

電話番号

様式第1号の6（第2条の4関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設設置変更届出書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設に係る届出事項の変更をするので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

届出者 名称 印

代表者の氏名

電話番号

略

様式第10号の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する届出書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けないで、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置したいので、法第15条の2の5の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

届出者 氏名 印

〔 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 〕

電話番号

略

注1～3 略

様式第10号の2の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書

住所

氏名

〔 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けであなたから提出のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の2の5の規定による届出については、次のとおり受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により、この書を交付する。

年 月 日

職 氏 名 印

略

様式第10号の2の3（第15条の2関係）

略

様式第10号の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する届出書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けないで、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置したいので、法第15条の2の4の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

届出者 氏名 印

〔 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 〕

電話番号

略

注1～3 略

様式第10号の2の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書

住所

氏名

〔 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けであなたから提出のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の2の4の規定による届出については、次のとおり受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第4項の規定により、この書を交付する。

年 月 日

職 氏 名 印

略

様式第10号の2の3（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の変更  
の設置に関する 届出書  
廃止

職 氏 名 様

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設  
の設置に関する届出書について、当該記載事項に  
当該届出に係る  
変項に変更があった  
ので、廃棄  
に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止した  
物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省  
令」という。）第12条の7の17第5項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所  
届出者 氏名 印  
〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕  
電話番号

略

注1～3 略

添付書類

- 1 略
- 2 省令第12条の7の17第3項各号に掲げる書類  
に変更がある場合にあっては、当該書類

様式第10号の2の7（第16条関係）

特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更・解任）報  
告書

年 月 日

職 氏 名 様

事業者  
住 所  
氏 名 印  
〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置（変更・解  
任）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施  
行細則第16条第1項の規定により、次のとおり報告し  
ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	電話番号

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の変更  
の設置に関する 届出書  
廃止

職 氏 名 様

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設  
の設置に関する届出書について、当該記載事項に  
当該届出に係る  
変項に変更があった  
ので、廃棄  
に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止した  
物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省  
令」という。）第12条の7の7第5項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所  
届出者 氏名 印  
〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕  
電話番号

略

注1～3 略

添付書類

- 1 略
- 2 省令第12条の7の7第3項各号に掲げる書類  
に変更がある場合にあっては、当該書類

様式第10号の2の7（第16条関係）

特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書

年 月 日

職 氏 名 様

事業者  
住 所  
氏 名 印  
〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置（変更）した  
ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第  
16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	電話番号
---------	------

略		略	
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、変更又は解任の年月日及びその理由	略	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の年月日及びその理由	略
略		略	
添付書類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17に規定する資格を有することを証する書類		添付書類 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の修了証の写し	

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第39号**

鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県クリーニング業法施行細則（昭和62年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（検査確認を受けたことを証する書類の交付）</u>  <b>第4条</b> 知事は、<u>法第5条の2の規定による確認をしたときは、その旨を証する書面を営業者に交付するものとする。</u></p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="text-align: center;"> <p>クリーニング所開設届 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</span></p> <p>職 氏 名 様</p> <p>クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第5条の2の規定に基づく検査を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> </div>	<p><u>（検査確認を受けたことを証する書類等の掲示）</u>  <b>第4条</b> <u>営業者は、法第5条の2の規定による確認を受けたことを証する書類及びクリーニング師免許証をクリーニング所（クリーニング師免許証にあっては、洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。）内に掲示しなければならない。</u></p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="text-align: center;"> <p>クリーニング所開設届 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</span></p> <p>職 氏 名 様</p> <p>クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第5条の2の規定に基づく検査を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> </div>

住 所 フリガナ 営業者 氏 名 (法人にあつては、名称 及び代表者の氏名) 電話番号	
クリーニ ング所	略 所在地 都市計画法第8条第1項第 1号の用途地域(注2) 地域
営 業 者	略 登録番号 第 号 (登録都 ( ) 道府県)
管 理 人	略 フリガナ 登録番号 第 号 氏名又は (登録都 ( ) 名称 道府県)
略	
ク リ ー ニ ン グ 師 で あ る 従 事 者	本籍 住所 フリガナ 生年 登録番号 登録年 (都道 氏 名 月日 (登録都 月日 道府 道府県) 名) 第 号 ( ) 第 号 ( ) 第 号 ( )
クリーニング所の構 別添のとおり 造及び設備の概要	
引火性溶剤 使用の有無 (注3)	有・無
取扱工程	受取及び引渡し・選別・洗たく・乾 燥・仕上げ その他( )
クリーニング業法第3条第3項第5号に 規定する消毒を要する洗たく物の取扱い	有・無

住 所 フリガナ 届出者 氏 名 (法人にあつては、名称 及び代表者の氏名) 電話番号	
クリーニ ング所	略 所在地
営 業 者	略 住所 氏名又は 登録番号 第 号 名称
管 理 人	略 フリガナ 登録番号 第 号 氏 名
略	
ク リ ー ニ ン グ 師 で あ る 従 事 者	本籍 住所 フリガナ 生年 登録番号 登録年 (都道 氏 名 月日 (登録都 月日 道府 道府県) 名) 第 号 ( ) 第 号 ( ) 第 号 ( )
クリーニング所の構 別添のとおり 造及び設備の概要	
洗たく物の受取及び 引渡しのみを行うク リーニング所である か否かの別	
クリーニング業法第 3条第3項第5号に 規定する洗たく物を 取り扱うか否かの別	

の有無		
略		
<p>注1 <u>住所欄については、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記入すること。</u></p> <p>2 <u>用途地域により、建築基準法第48条に基づく立地規制を受ける場合があるので、あらかじめ所在地を所管する特定行政庁に確認すること。</u></p> <p>3 <u>引火性溶剤の保管及び取扱いについては、消防法等による規制を受ける場合があるので、所在地を所管する消防局に確認すること。</u></p>		
添付書類		
<p>1 <u>クリーニング所の構造及び設備の状況を明らかにした図面</u></p> <p>2 <u>他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類</u></p> <p>(1) <u>クリーニング所又は無店舗取次店の名称</u></p> <p>(2) <u>クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号</u></p> <p>(3) <u>従事者数</u></p> <p>(4) <u>従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名</u></p>		
様式第1号の2（第2条関係）		
無店舗取次店営業届		
職 氏 名 様		
無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
年 月 日		
郵便番号		
住 所		
<u>(法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地)</u>		
フリガナ		
営業者	氏 名	
<u>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</u>		
電話番号		
略		
営業者	本籍	都道府県

略		
添付書類 <u>クリーニング所の構造及び設備の状況を明らかにした図面</u>		
様式第1号の2（第2条関係）		
無店舗取次店営業届		
職 氏 名 様		
無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
年 月 日		
郵便番号		
住 所		
フリガナ		
届出者	氏 名	
<u>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</u>		
電話番号		
略		
営業者	本籍	

略						
略						
ク リ ー ニ ン グ 師 で あ る 従 事 者	本籍 (都道府県名)	住所	フリガナ 氏名	生年 月日	登録番号 (登録都道府県)	登録年 月日
					第 号 ( )	
					第 号 ( )	
					第 号 ( )	
略						
クリーニング業法第3条 第3項第5号に規定する 消毒を要する洗たく物の 取扱いの有無				有・無		
略						

添付書類

- 1 業務用車両の構造を明らかにした図面又は写真（前後左右4方向から写したもの）
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - (3) 従事者数
  - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

様式第2号（第3条関係）

クリーニング所開設（無店舗取次店営業）届出事項変更届

職 氏 名 様

住所 氏名又は 名称 略						
略						
略						
ク リ ー ニ ン グ 師 で あ る 従 事 者	本籍	住所	フリガナ 氏名	生年 月日	登録番号	登録年 月日
					第 号	
					第 号	
					第 号	
略						
クリーニング業法第3条 第3項第5号に規定する 洗たく物を取り扱うか否 かの別						
略						

添付書類 業務用車両の構造を明らかにした図面又は写真（前後左右4方向から写したもの）

様式第2号（第3条関係）

クリーニング所開設（無店舗取次店営業）届出事項変更届

職 氏 名 様

クリーニング所の開設（無店舗取次店営業）届出事  
項に変更を生じたので、クリーニング業法第5条第3  
項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

（法人にあっては、本店  
又は主たる事務所の所在  
地）

フリガナ

届出者 氏 名

（法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名）

電話番号

クリーニング所（無店舗取次店）	名称	
	所在地（車両の保管場所）	
	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域（注）	地域

略

注 用途地域により、建築基準法第48条に基づく立  
地規制を受ける場合があるので、あらかじめ所在  
地を所管する特定行政庁に確認すること。

添付書類

1及び2 略

様式第3号（第3条関係）

クリーニング所（無店舗取次店）廃止届

職 氏 名 様

次のとおりクリーニング所（無店舗取次店）を廃止  
したので、クリーニング業法第5条第3項の規定によ  
り届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

（法人にあっては、本店  
又は主たる事務所の所在  
地）

届出者 フリガナ

氏 名

クリーニング所の開設（無店舗取次店営業）届出事  
項に変更を生じたので、クリーニング業法第5条第3  
項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

（法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名）

電話番号

開設（営業）届出年月日	年 月 日
クリーニング所（無店舗取次店）	名称
	所在地（車両の保管場所）
検査確認年月日	年 月 日
検査確認番号	第 号

略

添付書類

1及び2 略

様式第3号（第3条関係）

クリーニング所（無店舗取次店）廃止届

職 氏 名 様

次のとおりクリーニング所（無店舗取次店）を廃止  
したので、クリーニング業法第5条第3項の規定によ  
り届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 フリガナ

氏 名

(法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名)  
電話番号

クリーニング 所(無店 舗取次店)	名称	
	所在地(車 両の保管場 所)	
略		

様式第3号の2(第3条の2関係)

クリーニング所(無店舗取次店) 営業者地位承継届  
職 氏 名 様

相続(合併・分割)により営業者の地位を承継した  
ので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定によ  
り、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、本店  
又は主たる事務所の所在  
地)

フリガナ

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名)

生年月日

電話番号

クリーニング 所(無店 舗取次店)	名称	
	所在地(車 両の保管場 所)	
略		

添付書類

- 1 相続による営業者の地位の承継の届出をしよ  
うとする者にあつては、全ての相続人について  
確認できる戸籍謄本(相続人が2人以上ある場  
合には、届出者が営業者の地位を承継すること

(法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名)  
電話番号

開設(営業)届出年月日		年 月 日
クリーニング 所(無店 舗取次店)	名称	
	所在地(車 両の保管場 所)	
検査確認年月日		年 月 日
検査確認番号		第 号
略		

添付書類 クリーニング所の場合にあつては、クリ  
ーニング業法第5条の2の確認を受けたこ  
とを証する書類

様式第3号の2(第3条の2関係)

クリーニング所(無店舗取次店) 営業者地位承継届  
職 氏 名 様

相続(合併・分割)により営業者の地位を継承した  
ので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定によ  
り、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名)

生年月日

電話番号

開設(営業)届出年月日		年 月 日
クリーニング 所(無店 舗取次店)	名称	
	所在地(車 両の保管場 所)	
略		

添付書類

- 1 相続による営業者の地位の承継の届出をしよ  
うとする者にあつては、戸籍謄本(相続人が2  
人以上ある場合には、届出者が営業者の地位を  
承継することについての相続人全員の同意書を

についての相続人全員の同意書を添付すること。)

2 合併による営業者の地位の承継の届出をしようとする者にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

3 分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者にあつては、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

様式第5号(第6条関係)

クリーニング師免許申請書

略

職 氏 名 様

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

フリガナ

申請者 氏名

電話番号

略

添付書類 戸籍の謄本又は抄本

様式第6号(第7条関係)

クリーニング師免許証再交付申請書

略

職 氏 名 様

クリーニング師免許証を破った(汚した・失った)ため、その再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 フリガナ

氏名

電話番号

略

添付書類 破り、又は汚した場合にあつては当該クリーニング師免許証

添付すること。)

2 合併による営業者の地位の承継の届出をしようとする者にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿の謄本

3 分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者にあつては、分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本

様式第5号(第6条関係)

クリーニング師免許証申請書

略

職 氏 名 様

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

フリガナ

申請者 氏名

電話番号

略

添付書類 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

様式第6号(第7条関係)

クリーニング師免許証再交付申請書

略

職 氏 名 様

クリーニング師免許証を破った(汚した・失った)ため、その再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 フリガナ

氏名

電話番号

略

添付書類 破り、又は汚した場合にあつては免許証

様式第7号（第8条関係）

クリーニング師免許証提出（返納）書

職 氏 名 様

クリーニング業法施行規則第6条第2項（第9条・第10条第2項）の規定により、次のとおりクリーニング師免許証を提出（返納）します。

年 月 日

郵便番号

住所

フリガナ

氏名

電話番号

略

注 クリーニング師が死亡し、又は失そうの宣告を受けた場合にあっては、理由の欄にクリーニング師の氏名及び提出者とクリーニング師との関係を併せて記入すること。

添付書類 クリーニング師免許証

様式第8号（第9条関係）

クリーニング師免許証訂正申請書

略

職 氏 名 様

本籍（氏名）を変更したため、クリーニング師免許証の訂正を受けたいので、クリーニング業法施行規則第8条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 フリガナ

氏名

電話番号

略

添付書類

- 1 クリーニング師免許証
- 2 略

様式第7号（第8条関係）

クリーニング師免許証提出（返納）書

職 氏 名 様

クリーニング業法施行規則第 条第 項の規定により、次のとおりクリーニング師免許証を提出（返納）します。

年 月 日

郵便番号

住所

フリガナ

氏名

電話番号

略

注 クリーニング師が死亡し、又は失そうの宣告を受けた場合にあっては、理由の欄に本人との関係を併せて記入すること。

添付書類

- 1 クリーニング師が死亡した場合にあっては、死亡の事実を証する書類
- 2 失そうの宣告を受けた場合にあっては、失そう宣告書の写し

様式第8号（第9条関係）

クリーニング師免許証訂正申請書

略

職 氏 名 様

本籍（氏名）を変更したため、免許証の訂正を受けたいので、クリーニング業法施行規則第8条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 フリガナ

氏名

電話番号

略

添付書類

- 1 免許証
- 2 略

様式第9号（第10条関係）

クリーニング師登録抹消申請書

職 氏 名 様

クリーニング師の登録の抹消を受けたいので、クリーニング業法施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 フリガナ

氏名

電話番号

略

添付書類 クリーニング師免許証

様式第9号（第10条関係）

クリーニング師登録抹消申請書

職 氏 名 様

クリーニング師の登録の抹消を受けたいので、クリーニング業法施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 フリガナ

氏名

電話番号

略

添付書類 免許証

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第40号**

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前																	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>県営土地改良事業</th> <th>各年度の分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 かんがい排水事業</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>(1)及び(2) 略</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（大井手地区）</u></td> <td>工事費の100分の5に相当する額</td> </tr> <tr> <td>(4) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（(3)に掲げるものを除く。）</td> <td>工事費の100分の15に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	県営土地改良事業	各年度の分担金の額	1 かんがい排水事業	略	(1)及び(2) 略	<u>(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（大井手地区）</u>	工事費の100分の5に相当する額	(4) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（(3)に掲げるものを除く。）	工事費の100分の15に相当する額		<table border="1"> <thead> <tr> <th>県営土地改良事業</th> <th>各年度の分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 かんがい排水事業</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>(1)及び(2) 略</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業</u></td> <td>工事費の100分の15に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	県営土地改良事業	各年度の分担金の額	1 かんがい排水事業	略	(1)及び(2) 略	<u>(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業</u>	工事費の100分の15に相当する額	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額																		
1 かんがい排水事業	略																		
(1)及び(2) 略																			
<u>(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（大井手地区）</u>	工事費の100分の5に相当する額																		
(4) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（(3)に掲げるものを除く。）	工事費の100分の15に相当する額																		
県営土地改良事業	各年度の分担金の額																		
1 かんがい排水事業	略																		
(1)及び(2) 略																			
<u>(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業</u>	工事費の100分の15に相当する額																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>2 畑地帯総合整備事業</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>(1)及び(2) 略</td> </tr> <tr> <td>(3) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）</td> <td>工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）及び国営大山開拓建設事業で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額</td> </tr> <tr> <td>(4) 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	2 畑地帯総合整備事業	略	(1)及び(2) 略	(3) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）	工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）及び国営大山開拓建設事業で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額	(4) 略	略		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>2 畑地帯総合整備事業</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>(1)及び(2) 略</td> </tr> <tr> <td>(3) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）</td> <td>工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額</td> </tr> <tr> <td>(4) 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	2 畑地帯総合整備事業	略	(1)及び(2) 略	(3) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）	工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額	(4) 略	略			
2 畑地帯総合整備事業	略																		
(1)及び(2) 略																			
(3) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）	工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）及び国営大山開拓建設事業で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額																		
(4) 略	略																		
2 畑地帯総合整備事業	略																		
(1)及び(2) 略																			
(3) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）	工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額																		
(4) 略	略																		

略		略	
10 特定農業用管水路等特別対策事業	工事費の100分の5に相当する額	10 特定農業用管水路等特別対策事業	工事費の100分の5に相当する額
11 地域ため池総合整備事業	工事費の100分の2に相当する額		
12 農業用水再編対策事業（大井手地区）	工事費の100分の5に相当する額		
備考 1～6 略		備考 1～6 略	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前において県営土地改良事業の施行として行われた工事に係る分担金のうち平成22年度以前分として徴収される分担金については、改正後の鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。